

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）人形峠環境技術センターに係る計量管理規定に関し、原子力機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和3年4月9日付け令02原機（峠環）010をもって申請、令和3年5月14日付け令03原機（峠環）002をもって一部補正。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項の規定に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないものと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

申請日：令和3年4月9日（令和3年5月14日に一部補正）

申請の理由： 1. 組織変更に伴う記載内容の見直しに伴う変更のため
2. 記載の適正化（表現の統一化及び区切りの明確化）に伴う変更のため

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、当該申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。）第4条の2の2の規定を満たしていること、及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないと認めるとき」に該当しないことについて確認をした。

その内容は、以下のとおりである。

1. 組織変更に伴う記載内容の見直しに伴う変更

提出された新旧対照表をもって確認したところ、原子力機構人形峠環境技術センターの組織改正に伴う計量管理組織の変更が適切に行われており、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するための体制が維持されていることを確認した。

2. 記載の適正化に伴う変更

提出された新旧対照表をもって確認したところ、記載の適正化が適切に行われていることを確認した。